

島根県立公立学校臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）募集要項

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、高等学校の臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）を以下のとおり募集します。

1 募集職種、人数

講師（工業（機械））	1 名
講師（商業）	1 名
講師（家庭）	1 名

2 勤務地

選考にて決定

3 勤務内容

(1) 任用期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

※任用の始期・終期は学校の事情によって異なる場合があります。

(2) 職務

教諭に準ずる職務

※教科指導、生活指導、その他校務に関する事務作業等

4 勤務条件（常勤の場合）

(1) 給与

学歴、経験年数によって給料月額が決定されます（22 歳大学新卒者の場合、約 211,000 円）。

なお、60 歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。

※該当者には手当（通勤、住居、扶養、特殊勤務、期末、勤勉、単身赴任、へき地、特地、義務教育等教員特別、退職など）の支給あり

(2) 勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（休憩時間を除く 1 日 7 時間 45 分）

※勤務校によって若干時間が異なります。

(3) 休 日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前項の日を除く）

(4) 休 暇

○有給休暇： 任用期間によって異なります。（任期が 12 ヶ月の場合は 20 日）

○その他の休暇： 基本的に正規職員に準じる（一部法令等により異なる）

5 出願手続

(1) 出願期間

随 時

(2) 出願資格（以下のすべてに該当する者が出願できます。）

○該当職種の教員免許状所有者

※社会的実務経験等を考慮できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

○地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事由に該当しない者

○一般的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる者

(3) 出願書類

次の書類を以下の提出先まで郵送（簡易書留）または持参してください。

① 別紙「島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書」（様式 1）

② 別紙「臨時的任用教員等採用志願票」（様式 2）

③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

- ・所持するすべての教育職員免許状について、下表に該当する書類を提出すること。なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。

所持する免許状	提出書類
・更新を行う必要のない免許状 ・更新期限に達していない免許状	「教育職員免許状」の写し ※1 (A4 サイズ、両面コピー)
・更新の手続きを行った免許状	「更新講習修了確認証明書」の写し 又は 「有効期間更新証明書」の写し ※2

※1 教育職員免許状取得見込みの者については、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を提出すること。

※2 免許更新の延期申請等を行った者については、そのことを証明する書類を提出すること。

＜出願書類提出先＞ 〒690-8502 島根県松江市殿町 1 島根県教育庁学校企画課

※封筒の表に「県立（該当校）臨時的任用出願書類在中」と朱書してください。

※本年度講師登録済みの者は①「志願書」のみを提出すること。

6 選考方法

書類選考の上、面接審査により行う。

7 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○教員免許状有効期間については、別紙「教育職員免許状の修了確認期限及び有効期間について」を参考にしてください。

○常勤として採用された場合は県が許可した場合を除いて兼業・兼職することはできません。

○非常勤として採用された場合は勤務条件等が異なります。詳細はお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5411、0852-22-6308

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

臨時的任用教員等採用志願票

令和 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	写 真 貼 付 5 cm× 4 cmで上半身を撮影したもの (裏面に氏名を記入) 撮影年月日 令和 年 月
氏 名			年 月 日	歳	
現住所	〒 ー				
	Tel () ー				
連絡先	〒 ー				
	Tel () ー				
学 歴 ・ 職 歴					
自	・	・	高等学校		
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
自	・	・			
至	・	・			
免 許 ・ 資 格 (教 員 免 許 状 等)					
種類	授与年月日		授与権者	有効期間満了日又は修了確認期限	
	・		・	・	
	・		・	・	
	・		・	・	
	・		・	・	
	・		・	・	
免許外担当可能な教科		担当可能な部活動	ピアノ演奏 (小学校志願者のみ)		☐ 可 ・ ☐ 否
健康状態			自動車運転免許証の有無	☐ 有 ・ ☐ 無	有の場合有効期限 令和 年 月 日

(注) 1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。
2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。
①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする

教育職員免許状の修了確認期限及び有効期間について

旧免許状用

- 1 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）を所有する昭和29年度以前生まれ（昭和30年4月1日以前の生まれ）の者

※ 免許更新手続きが不要な生涯有効な免許状です。

- 2 旧免許状を所有し過去に免許更新手続きをした者

修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
免許更新手続きで交付された証明書に記載	修了確認期限の26月前から2月前

- 3 旧免許状を所有する者で免許更新1巡目で更新手続きをしなかった者

※ 現在、所有する免許状は 失効 又は 有効ではない状態（休眠状態） となっています。
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。また、休眠状態の場合は、更新講習受講のうえ免許更新手続きが必要です。

新免許状用

- 1 <免許更新1巡目> 新免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状を所有しない者に対して平成21年4月1日以降に授与される免許状）を所有する者

※1 新免許状には「有効期間の満了の日（免許状の授与に必要な学位と単位を満たしてから10年後の年度末）」が記載されています。

※2 新免許状を複数有する場合の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日です。

※3 「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありません。

（例1） 同じ「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

○幼稚園教諭一種免許状（有効期間の満了の日）	令和3年3月31日
○小学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日）	令和3年3月31日

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、令和3年3月31日です。

（例2） 異なる「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

○中学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日）	令和2年3月31日
○中学校教諭専修免許状（有効期間の満了の日）	令和4年3月31日
○小学校教諭二種免許状（有効期間の満了の日）	令和6年3月31日

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、令和6年3月31日です。

有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
免許状に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前

- 2 <免許更新1巡目> 上記1の区分で免許更新手続きをしなかった者

※ 現在、所有する免許状は 失効 しています。
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。

- 3 <<免許更新2巡目以降>> 上記1の区分で免許更新手続きをした者

※ 免許更新2巡目以降は、以下のとおりです。

有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
免許更新手続きで交付された証明書に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前